

## インターナビ・プレミアムクラブサービス利用規約

本田技研工業株式会社

### 第1条（適用範囲）

1. このインターナビ・プレミアムクラブサービス規約（以下、「本規約」という。）は、第6条に定めるインターナビ・プレミアムクラブサービス（以下、「本オプションサービス」という。）をHonda Total Care会員（以下、「会員」という。）が利用する場合、その利用の一切に適用されます。
2. 本規約で特に定義されていない用語の定義は、Honda Total Care会員規約（以下、「会員規約」という。）のとおりとします。
3. 本規約に定めのない事項については、会員規約を準用するものとします。

### 第2条（本規約の変更）

1. Hondaは以下の場合に、Hondaの裁量により、本規約を変更することができます。
  - (1) 本規約の変更が、本オプションサービスを利用される会員（以下、「利用者」という。）の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. Hondaは前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1か月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を利用者用ウェブサイト（URL：<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/terms/>）に掲示します。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降に利用者が本オプションサービスを利用したときは、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。本オプションサービスをご利用の際には、随時、最新の本規約をご参照ください。

### 第3条（本オプションサービス利用の申込み）

会員は、会員規約に定める会員登録車両にHonda CONNECT対応カーナビ又はインターナビ・プレミアムクラブ対応カーナビ（以下、総称して「対応カーナビ」という。）が正規の状態で装着され、かつ、別途Hondaが指定する車載通信機、リンクアップフリー対応端末又は別途Hondaが指定するデータ通信機器を搭載している場合、本オプションサービスの利用を申込みことができます。

### 第4条（利用者登録の成立）

1. Hondaは、前条の申込み後に必要な審査・手続きを行い、利用者登録の承諾を通知し

ます。この承諾の通知が到達した時点をもって、利用者登録が成立するものとします。

2. 利用者は、利用者登録申込み時点で、本規約の内容を承認したうえで、申込みを行います。

#### 第5条（利用者登録の拒否、取消し）

Hondaは、利用者が会員規約第6条第2項及び第11条各項に定める事由に該当し、会員登録を拒否又は取消す場合、本オプションサービスの利用者登録も拒否又は取消しができません。

#### 第6条（本オプションサービスの内容）

1. 本オプションサービスの内容は、以下に定めるとおりとします。

(1) 対応カーナビを媒体とした情報提供サービス

① 道路交通情報等の提供

日本道路交通情報センター、VICSセンター、及びインターナビ情報センターが独自に収集した道路交通情報、天気予報並びにスポット情報を会員からの要求に応じて提供するサービス

② 更新版地図データの提供

Hondaが定める更新時期に、Myディーラーにおいて、対応カーナビの地図情報を新しい情報に無償で更新するサービス

(2) 通信サービス

本規約の第12条に定めるサービス

(3) 緊急通報サービス

本規約の第14条及びこれに基づく「緊急通報サービス（ヘルプネット）利用規約」に定めるサービス

(4) その他前三項に関連するサービス

2. 利用者は、対応カーナビのモデルにより、ご利用いただける本オプションサービスの内容や情報、表示方法等が異なることを承諾します。実際にご利用頂ける本オプションサービスについては、Hondaのホームページ

(<https://www.honda.co.jp/internavi/howto/navi/>) をご確認ください。

#### 第7条（利用料等）

対応カーナビの地図データ更新サービスについて、Hondaが無償と定める時期と回数以外に任意の地図データの更新を利用者が希望する場合、更新費用は利用者負担とします。

#### 第8条（情報の提供）

1. 本オプションサービスの中で提供する「豪雨地点予測情報」、「地震情報」及び「路

面凍結予測情報」(以下、「防災情報」という。)は、災害に遭うリスクを減らすことを目的とした情報であり、ドライバーの災害回避を保証するものではありません。利用者は、防災情報のみならず他の情報にも注意を払い、災害発生の可能性を認知した場合には、自己の責任において災害回避に努めてください。

2. 防災情報について、Honda及び情報提供元(財団法人日本気象協会、本オプションサービス会員)は、情報の正確性、妥当性及び有用性について保証するものではありません。利用者は、自然界には現在の技術で予測しえない事項もあり、実際の気象状況との間には差異が発生する可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。また、本オプションサービスで提供される情報の内容については、事前の予告なく変更されることがありますが、その場合も同様とします。
3. 防災情報の提供は、システムの保守点検、天災などの不可抗力、Hondaの都合、その他の事情により、事前の予告なく一時停止又は終了することがあります。その場合、利用者は、一時停止又は終了により生じた利用者のいかなる損害についてもHonda及び情報提供元は責任を負わないことをあらかじめ承諾します。但し、当該損害がHondaの故意又は重過失である場合はこの限りではありません。

#### 第9条 (サービス提供の終了)

1. 利用者が理由の如何を問わず会員でなくなった場合、当該会員は本オプションサービスの利用者としての地位をHonda Total Careの退会と同時に喪失します。
2. 利用者が本オプションサービスの適用される会員登録車両を譲渡した場合又は会員登録車両から対応カーナビを取り外した場合、当該会員登録車両に対する本オプションサービスは当然に終了します。

#### 第10条 (本オプションサービスの変更、廃止)

1. Hondaは、事前に利用者に通知することなく本オプションサービスの内容の変更・一時停止をすることができ、利用者は、これを予め承諾します。
2. Hondaは、事前にHonda Total Careのホームページ (<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/terms/>) で公開することにより本オプションサービスを廃止することがあります。

#### 第11条 (車両情報の利用について)

1. 利用者は、本オプションサービスを受けるための元データとなる車両情報の一部が対応カーナビ又はインターネット端末からインターナビ情報センターに自動送信されることを、予め承諾します。
2. Hondaは、官公庁、公共団体、一般企業等へ交通環境・車両動態分析等に係る調査結果等を提供することを目的とし、前項に基づき、対応カーナビ又はインターネット端末

からHondaに対し送信された車両情報を個人の特定ができないよう統計的に処理したうえで、提供することがあります。

## 第12条（通信サービスに関する特約条項）

1. Hondaは、利用者の対応カーナビが無線通信に対応し、かつ、会員登録車両に車載通信機又はリンクアップフリー対応端末を搭載している場合には、本オプションサービスを利用するためのデータ通信回線（以下、「通信回線」という。）の使用（以下、「通信サービス」という。）を無償で提供します。
2. 通信回線は、Hondaが指定する通信事業者が提供する通信網を使用するため、通信サービスの通信仕様、通信可能エリアは当該通信事業者のサービス内容が適用されます。
3. 利用者は、会員登録車両にリンクアップフリー対応端末を搭載している場合であって、通信回線を継続して使用するためには、当該会員登録車両の法定車検時に、更新手続きを行う必要があります。更新に係る手数料は、利用者がHonda販売会社で法定車検を受ける場合には無償とし、それ以外の場合には金5,000円及びこれに係る消費税等相当額とします。
4. 前項に定める場合において、利用者が前項の法定車検の期限までに通信回線の更新手続きを行わなかった場合、通信回線の提供は、当該法定車検期限日が属する月の末日で終了します。
5. 利用者の会員登録車両が車載通信機を搭載している場合は、前二項に定める更新手続きは不要です。
6. Hondaは、第2項に定める通信事業者のサービス変更又は廃止に起因して、利用者が通信回線を一時的又は永続的に使用できなくなった場合においては、当該利用不能状態について、いかなる責任も負わないものとします。
7. 利用者が、車載通信機又はリンクアップフリー対応端末以外の、利用者が独自に利用している携帯電話等の通信機器によりデータ通信を行なうよう、対応カーナビの通信設定を変更した場合、本オプションサービスの利用にかかる通信費は、利用者がこれを負担するものとします。
8. 第1項に定める通信回線は、対応カーナビ専用回線のため、パソコン等対応カーナビ以外の機器におけるインターネット等の利用はできません。

## 第13条（通信回線の解約）

1. 利用者は、Hondaが、リンクアップフリー対応端末を搭載した会員登録車両が3年間通信を行っていないと判断した場合は、通信サービスの提供を一定期間中断したうえで、リンクアップフリー対応端末の利用を終了させる場合があることに同意します。利用者は、リンクアップフリー対応端末の利用が終了した場合、通信サービスの利用を再開するに際して別途費用が発生することに同意します。

2. 利用者は、Hondaが、車載通信機を搭載した会員登録車両が1年間通信を行っていないと判断した場合、又は利用者がHonda Total Careを退会した場合、通信サービスの提供を一定期間中断したうえで、通信サービスの提供を終了する場合があることに同意します。利用者は、通信サービスの提供が終了された場合、通信サービスの利用を再開するに際して別途費用が発生することに同意します。

#### **第14条（緊急通報サービスに関する特約条項）**

本オプションサービスのうち、緊急通報サービスの適用範囲、条件、サービス内容等の詳細は、別途Hondaが定める「緊急通報サービス（ヘルプネット）利用規約」によるものとします。

(付則)本規約は2016年12月1日から発効します。

2016年12月1日 制定

2019年10月14日 一部改訂

2020年2月19日 一部改訂